

令和3年第2回(3月)川南町議会定例会会議録

令和3年3月15日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年3月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第18号 令和2年度川南町一般会計補正予算(第15号)
- 日程第2 議案第19号 令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第20号 令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第21号 令和2年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第22号 令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第23号 令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第2号 川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについて
- 日程第8 議案第3号 川南町尾鈴地区基幹水利施設管理条例を定めるについて
- 日程第9 議案第4号 川南町総合計画条例の一部改正について
- 日程第10 議案第5号 川南町コミュニティ施設条例の一部改正について
- 日程第11 議案第6号 川南町県単独土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第12 議案第7号 川南町公園条例の一部改正について
- 日程第13 議案第8号 川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第9号 川南町国民健康保険条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 川南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び
- 日程第17 議案第12号 ^{運営に関する基準を定める条例等の一部改正について}川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 工事請負契約締結について
- 日程第19 議案第14号 工事請負変更契約締結について
- 日程第20 議案第15号 工事請負変更契約締結について
- 日程第21 議案第16号 財産の無償貸付け及び無償譲渡について

- 日程第22 議案第17号 第6次川南町長期総合計画基本構想について
- 日程第23 議案第24号 令和3年度川南町一般会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和3年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和3年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和3年度川南町下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 令和3年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第30 議案第31号 令和3年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
- 日程第31 議案第32号 令和3年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第32 議案第33号 令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算
- 日程第33 議案第34号 令和3年度川南町水道事業会計予算

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長補佐	河野 英樹 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	大塚 祥一 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控室に移動願います。

午前9時00分休憩

.....
午前9時45分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第18号令和2年度川南町一般会計補正予算（第15号）、日程第2、議案第19号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、日程第3、議案第20号令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第4、議案第21号令和2年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第22号令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第6、議案第23号令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上、6議案を一括議題とします。

本6議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。本委員会に付託されました議案は、議案第18号令和2年度川南町一般会計補正予算（第15号）、議案第19号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第22号令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第23号令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての4議案です。3月11日において関係課職員の出席を求め、説明を受け慎重に審査を行いました。全ての議案が、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第18号令和2年度川南町一般会計補正予算（第15号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130万6千円を追加し、予算の総額を130億8,678万2千円とするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。原案を総合的に見ると繰越明許費、補正予算が10本と多数あり、会計年度独立の原則からして予算編成と執行の適正化を図ることを強く求める意見がありました。総合福祉センター建設について、令和2年度から4年度にかけての建設に、解体から工事が順調に進んでいます。年度をまたぐ継続工事です。総合福祉センター建物本体工事1億円の減額は入札残を含め工事請負費を

細かく見直したため、不足してまた補正することはないとの説明です。コロナの影響で検診の延期や中止などで検診者が例年の半分程度で予算の減額がありました。ふるさと納税の返礼品に農作物を入れてほしいとの意見がありました。慎重に審査し、全員賛成で可決であります。

議案第19号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出の総額を23億7,847万1千円とするものです。今回の補正で基金残高は3億9,395万7,908円です。基金残もあるので国保税の引下げをして町民に喜ばれるようにしてほしいとの意見がありました。慎重に審査し、全員賛成で可決であります。

議案第22号令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ17億3,693万9千円とするものです。今回の補正で基金残高1億9,664万1,555円となり、介護保険料も3年ごとに見直されるので引下げをしてほしいとの意見がありました。慎重に審査し、全員賛成で可決であります。

議案第23号令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億507万4千円とするものです。後期高齢者広域連合に納付金として納めるものです。後期高齢者の数は、2,670名で昨年より33人減っています。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案について、御報告申し上げます。

議案第18号令和2年度川南町一般会計補正予算（第15号）です。建設課の現地調査を行い、各担当課より説明を受けました。当委員会関係の各課の補助金や事業費の減額は、実績見込みや入札残によるものが主なものであります。また新型コロナウイルスによる活動自粛や中止により減額されるものです。一方で国の第3次補正予算が成立されたことにより、建設課の町道改良工事予算2,100万円や教育課の共同調理場エアコン新設工事関係1,434万円が計上されていますが、次年度へ繰越明許費補正として追加されています。産業推進課の商工費の企業立地促進奨励金180万円は、チキンフーズに1年以上勤務された町内の雇用者について支払われるもので、6人分が追加されました。1人30万円になっております。この奨励金は、チキンフーズが川南に移転してから新規に採用された方がカウントされます。同じく商工費のプレミアム付商品券事業費助成金の45万円の減額は、使用期限までに利用ができなかったものです。プレミアム商品券の発行総数は91,000枚で利用が89,694枚となり、8,969万4千円の利用があったとなります。農地課の国営土地改良費業費4,554万6千円の減額は、県土地改良連合会特別賦課徴収金負担金の減額154,000円と6地区の県営事業工事の町の負担金減額になります。6地区の当初予算は1億2,709万8千円で今回の減額を差し引くと8,155万2千円が今年度の県営の事業費の負担となります。同じく農地課のため池ハザードマップ作

成委託料789万5千円の減額ですが、当初予算は1,940万円計上されておりましたが、県の事業で、町内10か所のため池が決壊したことを想定して作られたもので、今後町の防災マップにも生かされます。

議案第20号令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算（第1号）についてです。歳入歳出それぞれ808万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,168万3千円となります。主なものは歳入の一般会計繰入金は令和2年度分552万円は事業をしなかった分を一般会計に繰り入れるものです。歳出の漁業集落環境整備事業費の減額1,100万円は通浜の人口減を見据えながら規模を縮小して、更新ではなく修理をしながら現状維持を行うとの説明でした。同じく歳出の一般会計繰出金は、令和元年度の分になります。

議案第21号令和2年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。歳入歳出それぞれ840万円減額し、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ1億5,718万1千円となるものです。歳入の一般会計繰入金1,329万6千円の減額は、令和2年度分で歳出の委託料減額分を一般会計に繰り入れるものです。歳出の委託の主な分の減額は、入札残によるものです。一般会計繰出金999万3千円は、令和元年度分として一般会計に繰り出す分です。

以上、文教産業常任委員会に付託されました3議案全て全員賛成で可決です。以上報告終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第18号令和2年度川南町一般会計補正予算（第15号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第18号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第18号令和2年度川南町一般会計補正予算（第15号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第19号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第20号令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号令和2年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第21号令和2年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第22号令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第23号令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7議案第2号川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについて、これから本議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（養原 敏朗君） 議案第2号について、お尋ねいたします。町長は、川南町電子地域通貨事業提案にあたって、円滑な運営と経理の適正化のためっておっしゃってます。現在は、一般会計で処理されてると思うんですけど、この円滑な運営と経理の適正化とはどう

いった意味なのか、また、なぜ一般会計では都合が悪いのかお尋ねいたします。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 蓑原議員の御質疑にお答えをいたします。現在、一般会計の方にですね、予算を計上いたしまして、販売代金につきましては、歳計外現金の方に振り替えて行っております。このようにですね、一般会計、歳計外現金で管理をしておりますと、決算にですね、現れません。決算審査の対象とならないということになりますので、特別会計をですね、作りまして、歳入歳出一目瞭然と、特別会計を作りますと、歳入と歳出が一目瞭然になりますので、今回特別会計設置条例を提案するものでございます。

○議員（蓑原 敏朗君） まさに、課長がおっしゃいましたようにですね、利用者が支出するお金は、役場が徴収、収入等するのは、不適當ではないかと思うんですね。だから、歳計外現金なんだろうと思います。万が一、町の収入にしてしまえば、町の判断で、いわば極端に言えば、如何様にも利用できる。もちろん議決ということは必要ですけど、ということです。現在でしたら、そのまんまそれに行くばかりのプレミアムを付けたトロン通貨をお渡しというんですか、する形なんですけど、もし収入として、雑入という形なんですけど、するのであれば、なんらかの徴収条例が必要だろうし、雑入であれば、目的別のもし寄附等が当たると思うんですけど、目的を持って、自治体側、この場合で言えば役場ですけど、役場から徴収するのは、無理があると。私が、個人の方が町の方にこれを青少年健全のために使ってくださいという寄附の方法はあるでしょうけど、役場側から、これこれの目的でお願いしますというの、ちょっと疑義があるかと思うんですけど、いかがでしょう。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 蓑原議員のお答えに再度お答えをいたします。条例を定めて、電子地域通貨のですね、販売額、徴収について条例を定めるべきではないかという質問でございました。内部の方でもですね、検討をしました。地方自治法第228条第1項の前段にですね、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないという規定があります。今回、電子地域通貨でですね、町民の方から入ってくるお金については、分担金、使用料、加入金、手数料に該当しないという判断に至っております。以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） はい、私も課長がおっしゃったようにそのたぐいのお金ではないと思います。これは、あの、一時的な預り金的性格ではないかと思うんですね、いただいたもの、預かったものをそのまま支出する、お返しすると、会計規則でもですね、保管金という項目があります。保管金もいろいろ、入札保証金みたいな定めてありますけど、都合がいいことに、その他の保管金というのも定められているようです。これが3回目ですから、これ以上質問できませんけど、それのお答えと、是非再検討をお願いしたいと思うんです。いかがでしょう。

○総務課長（新倉 好雄君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。今回の特別会計の提案につきましては、最初に御説明さしていただきましたコロナウイルス感染が拡大する中で、感染拡大の防止、キャッシュレス化の推進また町内における経済回復の対策の1つとし

て、本年度途中から取組みをさせていただいたところでございます。当初は前例のない先進的な取り組みということで、歳計外という形で歳入に入れておりましたが、本格的に事業化する中で歳計外の取扱いの中にはちょっと該当しないのではないかとということで、今回、特別会計として、お預かりしてその目的別に歳出を充てさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 川南町電子地域通貨事業っていうことを町民に宣伝はどのようにされていたんでしょうか。みんな知っているんでしょうか。伺います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。今年度、導入するに至った経緯がまずあの住宅リフォーム助成事業のですね、上限20万円なんですけど、こちらの商品券を国が進めますキャッシュレス化の推進の施策に則って、電子地域通貨でですね、行いたいというのが、最初でありました。住宅リフォーム助成のパンフレットの方には、電子地域通貨事業のトロンで助成、または商品券で助成をしますよということで、案内をいたしました。それからのマイナポイント事業のですね、こちらの方、町の方が6月にキャッシュレス決済事業者ということで、登録をいたしました。その、周知につきましては、マンガをですね、3弾つくりまして、全世帯にですね、郵送したところでございます。以上です。

○議員（内藤 逸子君） マンガで宣伝をされて、町民は本当に理解していると考えますか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質疑に再度お答えをいたします。町の方に産業推進課の方に入ってきておる町民の声の中にはですね、確かにマンガを読んでも意味が分からなかったという声はありました。現在、今日もなんですけど、朝一番にマイナポイントのチャージにお見えになられたお客様は、友達の方から紹介をされたということで、うちが送ったマンガで町民が理解できたのかというところちょっと反省点もあるのかなという風に考えております。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って議案第2号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第8、議案第3号川南町尾鈴地区基幹水利施設管理条例を定めるについてを議題とします。これから本議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この、町営になったということではありますが、審査した委員会のなんじゃ、町営になったちいう感覚がなかったわけですが、この町営に移行するにあつた

ら、そもそもが事業そのものがこの土地改良区の受益者の申請事業であるわけですが、それが町営に移行するにあたっては、それぞれ、相当制約があつと思うちゃけんどん法的な合法的に町営に移行したのか伺います。それから、当然町営ちこつになつと、公有財産になるわけですが、公有財産のうち、行政財産になるのか普通財産になつとか、公の施設になるのか伺います。もう1つになるけんどん、この今のいろいろ切原ダム、青鹿ダム、宮ヶ原頭首工、宮ヶ原導水路、幹線水路、いろいろあるわけですが、それと、管理条例につきましては、川南町の条例で定めるちあるけどですね、条例の効力について、川南町村の区域外には及ばんなつとるわけですが、条例の効力は。その、都農、高鍋に川南町の条例が効力が生じる根拠等を伺いたい。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。まず、土地改良区から町の方に移行するのが合法的だったかどうかということですが、こちらの方基幹水利施設管理事業、国の補助事業に基づいてですね、定められた所定の手続きを行い、町への方に移行手続きをしているところであります。次に財産の管理について、御質疑ありましたが、こちらの財産の方はですね、あくまでも国の所有財産になっております。以前も土地改良区連合の方が管理を委託受けていたんですけど、今回ですね、財産国の所有のまま、今度は町の方が管理の委託を受けるという形になります。続きまして、条例の効力、町外の部分もあるからということですけど、先般の12月の定例会にて、高鍋町、都農町とですね、事務の委託の協議を議決いただきました。その上でですね、規約に基づきということで、川南町の方にですね、事務の委託を形になります。その上でですね、川南町の方で、必要な管理について、条例で今回提案させていただいて、定めたいと考えているものであります。以上です。

○議員（児玉 助壽君） その町が仕事がしやすいから町営にしたというようななんじゃけんどん、これなんすつと第7条見つと、第2条から6条までですね、その全部また一部を土地改良区に委託することができることは、土地改良区があるわけですが、2つあるっちはおかしっちゃねえですか。先輩の議員の人から聞いたっちゃけんどん、解散せな町営には移行できんてな話も伺ったっちゃけんどん、国の財産ゆうこつてすね、国の財産を町営にしたらおかしっちゃねえね。管理だけが町営ちこつね。そもそも土地改良区が事業申請すつとんよ、その、移行すつとなら、町が管理するごつ移行すつとやったら、ちゃんと法的手続きせんな移行でけんと思うけんどん、第7条で、土地改良区に管理を委託するっちゆうこつちやがよ、管理がでけん土地改良区が管理がでけんかい町営にしたわけじゃがよ、管理がでけん土地改良区に委託して、ちゃんと管理がでくつとですか。その条例で都農、高鍋が効力があるっちゆうこつちやけんどん、その町村の区域外には及ばないとあるわけですわ条例の効力は。そこん根拠が分かりません。さっきも町長がいいよつたけんどん、電子マネーの会計で。あつちこつちかい、負担金を徴収するわけじゃけんどん、町の一般会計でしよつたらよ、透明性が著しく欠如するがよ、一部事務組合みたいなつ設立して、管理せんなよ、いろいろ将来的によ、都農、高鍋に迷惑かけるようになつと思うっちゃけんどん、合法的に町

営に移行したちというようななんじゃけんどん、あくまでもそれを主張するようなら、また裁判するごつなるがよ、1回勝ったかい、2回目も勝ちおもたらおかしなるよ。今度んなんが。だいたいあの土地改良区の受益者の申請事業じゃっちゃかいよ、それがでけんかい町営に移行するっちゅうたら、詐欺みたいなもんにならせんね。町営にしたらよね、国の財産じゃかいて、管理者は町じゃったがよ、町営にした場合は、どういう財産扱いになるか知らんけんどん、その占有権を設定することはでけんとおもうっちゃけんどん、これ、今度都農町やら高鍋町が入ってきたらですよ、今まで町が制定した受益者に対しての優遇措置、あれも全部廃止して、改めて3町の受益者が納得するようなできるような条例を制定せんよ、将来問題が起きてきますよ。町営じゃったら、畜産用水と今の畑かんの人が付けとる経常付加金の差別化を公平にせんよ、畜産農家かい、訴訟起こされたらよ、大変なこつになつと思うがよ、第2条によ、町長は施設の貯水、放流または取水に行うにあたっては、農業用排水の適正な管理並びに施設及びその周辺の保全を図るため、水流量状況を考慮するものとする。が要はあの坂の上の公民館のとこんよ、放流を垂れ流しとるがよ、年間何立米放流しとつとか伺います。どういう理由で放流して、年間何立米放流しとるのか伺います。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。まず、土地改良区に委託することができるということは、委託できるのかということなんですけど、こちらの方、ダム関連施設の操作につきましては、土地改良区にお願いしないとできない部分がありますので、このような定めを作って、改良区の方に操作をしていただくために定めを作っているものであります。それから、委託をしてしまったら改良区の方解散しないといけないんではないかということでしたけど、今回、町営でやる部分というのが、公共的な部分があることで、基幹水利施設に見られるもののみを町が管理委託を受けて管理をする事業になっております。その他のこれに該当しない国営施設、県営で作りましたパイプライン等は、これまでと同じように土地改良区及び土地改良区連合の方が管理をしていくっていうことになりますので、改良区の方の解散っていうのは必要ないという風に考えております。それから、国の方から委託を受けてということだったんですけど、こちらですね、補助事業で行う基幹水利施設管理事業この部分今提案させていただいてるところなんですけど、国からの管理委託についてもですね、並行して手続きを進めてるところであります。九州農政局と関係3町、それから、関係する改良区、立会人として、宮崎県知事ということで、管理の協定を結ぶことになっております。これまでもですね、改良区連合が受けるに当たって、同様の協定書を結んでいたんですけど、今回ですね、基幹水利施設管理事業部分については、町営で行うということで再度ですね、管理協定の方を結ぶ手続きを進めているところであります。それから、3町に関係するので一部事務組合等の設置が必要ではないかということでしたけど、先ほども申しましたようにそれぞれの町と川南町と高鍋町、川南町と都農町で形で事務の委託という手続きを取っております。こちらの方ですね、川南町の方が3町の取りまとめというか幹事となって、事業を遂行し、補助金等の手続等もまとめてやった上で、受益面

積に応じて、各町に負担を求めるという形で、進めているところでもあります。それから受益者に対する優遇措置の方も無くすべきではないかという御意見ですけど、こちらの方も実際基幹水利施設管理事業補助事業を受けてですね、町営で一部管理することによって、改良区連合の方も財政的にもゆとりができてきているところでもあります。議員がおっしゃったようにですね、将来的には、優遇措置というか、運営補助もですね、ない形で独立して運営していただけるように考えています。それから、畜産用水と通常の利用の付加金、この辺の取扱いを公平にするべきではないかということでしたけど、こちらの方も定められたルールに基づきですね、適正に執行していきたいという風に考えております。それから、坂の上公民館のところで、水を放流してるということだったんですけど、ちょっと詳しい場所が確認できませんので、なんですけど、たぶんですね管の中にですね、特に坂の上地区っていうと、一番末端の方になりますので、管の中にやはり少し泥等の汚れがあることがあります。これをですね、きれいにするためにですね、排泥弁というのがところどころ設置されております。こちらの方から管の中の水が濁らないようにということで、定期的に水を出しているところです。で、実際どれぐらい放流してるかということなんですけど、こちらの方改良区連合と改良区に確認をして、数値がまとめられましたら、御報告をしたいという風に考えます。以上です。

○議長（河野 浩一君） 児玉議員、あの質問内容を簡潔に手短にお願いします。

○議員（児玉 助壽君） 議長、その無茶なようなこと言ったらいかんわ。このなんの限られた時間の中でよ、質問せんならんとやかいよ。そんげ、簡潔にしよったら、聞くこたでけん。

公共的言いよったけんど、ごみが溜まるかい、放流しよるごつ言いよったらよ、町水道も放流せんならんごつなるけんよ、町水道の場合なよ、漏水がねえかとかいちいち調査して、有収率をあげよつとんよ、それが公共的じゃ思うっちゃけんどん、その国のなんじゃったら、見とつと、今の畜産用水のこんだたけえ料金を払ち水を使いよつがよ、あんげなとみとつと、税金を垂れ流しようにとるとしか、見えんちゃけんどんよ、ゆくゆくはこの今ん公共的ゆうとやったらよ、ゆくゆく畜産用水のごち、その料金やら徴収していかんなよ、独立採算なとれんで、いつまで経ってんあの今はまだあの、この受益者が多いして畑かんの事業やなんやしょうがねえかいと思ち理解する人がおるけんどん、10年、20年先には、こういう不公平な事業しとつて、ええとかちなつですよ。住民全体の福祉、公益性とかそういうのが著しく欠如しとるわけですからよ、占有権を与えとつとやかい、受益者に。いろいろ問題が出てくつと思いますがね。川南町と受益者が多いして、高鍋、都農は少ねわけじゃかいよ、そんあと比較すつと、高鍋、都農かい、不公平ななんがでてきた場合よ問題が起きつと思うちゃけんどん。やっぱ、今のなんをすつとやったら、一部事務組合やなんか設立して、ちゃんと両町受益者ばつかいやねえ、町民になつですかいね、あの町営にしたら。受益者ばつかいのものにならんかい。町民全部の財産になるわけですから。町営にした場合。そこ辺も考えてで

すね、今後していかなおかしちゃねえかち思うわけですよ。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。まず、先ほど申しました放流、管末で汚れがあるのを抜いているということなんですけど、こちらの方です、使っているところというのがまだ2割強程度になっております。まだ、開栓してない部分が多いので、現状です、建設中であるため、どうしても管末から汚れを抜いていくという作業が必要になっております。それから、畜産用水、こちらの方が通常の付加金より高いということで、不公平があるのではないかとということですが、今のところ畜産用水というのが、畑地かんがい事業で造成されたダムの水でいうと目的外使用という区分になっております。こちらの方も5年間更新になるんですけれども、暫定で水利権設定させていただいて、国と協議をさせていただいた上で今、特例として認められている部分になっております。こちらの方です、中でどのような経費がかかるかという計算をした上で、国に許可をもらっておりますので、勝手に町の方で変えていくというのはなかなか難しい世界にはなっております。それから、独立採算でやっていかないとけないのではないかとということですが、議員がおっしゃるとおり、独立採算でやっていくというのが原則になっていると思います。そのためにも、畑かんの開栓率の向上に向けて、しっかりと努力していきたいという風に考えております。それから、高鍋町と都農町、両町の町民も関係するのではないかとということなんですけれども、議員がおっしゃったとおり、両町の町民の方々にも関係する部分であります。でありますから、基幹水利施設として認められる部分のみで、今回3町の町営事業ということで行っているところです。こちら、基幹水利施設管理事業受けることで、国、県から高い補助を受けることができ、トータルでいったときには両町の町民の皆様方の負担というものが軽減されている世界になってると考えております。おっしゃったように、川南町の受益者というのがほぼほぼを占める世界であります。今後も高鍋町と都農町と十分に協議をした上で、先ほどからありました一部事務組合を作るべきではないかといった御意見等もちゃんと確認をした上で、両町に川南が勝手にしたとかそういったことがないようにですね、しっかりと協議した上で、納得をしてもらった上で、事業の方を進めたいという風に考えております。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり。目的外利用というのが出たかいよ、合同審査お願いします。」と発言する者あり。）

ただいま、児玉議員から合同審査にした方がよいという意見がありましたけど、このことを合同審査にするか、それとも…

（「委員長が決める」と発言する者あり。）

文教産業委員長、どうしましょうか。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子議員） 私としては、そういう申し出があれば、やりたいと思いますので、総務の委員長と話し合いをして、行うべきときは、本日の中で、皆様にお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野 浩一君） それなら、このことは両委員長で話し合いをして、それからあとで結果を発表するというのでいいでしょうかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） それでは従って、議案第3号は文教産業常任委員長に付託します。日程第9議案第4号川南町総合計画条例の一部改正を議題とします。これから、本議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで、質疑を終わります。ただいま、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。従って、議案第4号は、総務厚生常任委員会に付託します。日程第10議案第5号川南町コミュニティ施設条例の一部改正についてを議題とします。これから本議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第5号川南町コミュニティ施設条例の一部改正について町長からの提案理由で自治活動形成の拠点施設及び住民福祉を増進するためのコミュニティ施設というような説明がございました。今までコミュニティ施設とは、ほぼ口にはしてなかったんですが、あえて説明されたんだろうと思いますが、何点かお伺いします。何故、名称を変えるのか、今まで別館だったんですけれども、どうしてなのか。コミュニティセンターという風に変えるという提案なんです。なぜコミュニティなのか。少子高齢化というのは周知の事実でございまして、特に高齢者に優しいようにコミュニティとか言わずに、例えば交流施設とか何々地区交流センターとかね、ふれあいセンターとか、他に言いようがあるかと思うんですが、このコミュニティにした理由もお聞かせください。それから、東別館の番地が違ってたということなのですが、これどういった経緯があったのかその点をお伺いします。

○まちづくり課長（山本 博君） 川上議員の御質疑にお答えいたします。3点ほどいただいておりますが、この別館の名称のことでありますが、各別館という呼び名をしてたんですけど、それぞれの地域に合った呼び方がいいんじゃないかということで、いろいろ自治公民館長さんとも話し合いをしてきたところでもあります。そんな中で名称決まらなかったんですが、別館という表現よりですね、新たな名称にした方がいいんじゃないかということで、今回名称の変更に踏み切ったわけでありまして。あとコミュニティということでもあります。元々川南町コミュニティ施設条例の中です。館の部分について、別館という表現をしておりましたが、地域の集合体、みんなが集まる場所ということですね、自治公民館長といろいろ協議をした結果、コミュニティセンターが一番適当ではないかということになりました。

ので、こういう改正をしております。あと東地区の番地についてであります、以前番地をなぜこの番地になったのかというのが正直分かりません。改めて、番地を調べたところですね、今の番地が正しいということがわかりましたので、改めてこの番地に訂正をするものでございます。以上です。

○議員（川上 昇君） 現在工事中ですけれども、総合福祉センターの建設にあたり、今までありました公民館をなくしたというのが理由かなと思ったんですが、そういう説明じゃなかったですね。私は、そっちの方がてっきり原因だろうとは思っていたんですが、いずれにしても私とその別館というのが特別公民館の本館が無くても、それぞれ別のところにあるわけだから、問題ないんじゃないかというイメージも持っていたので、お尋ねしたところですよ。それにしてもこのコミュニティセンターというのが、公民館長の会議なり、協議で決まったということであれば、なんとも言いようのないところですが、もう少し地域の住民の皆さん方、結構高齢なんですけどね、そちらに馴染んだ名前にするともっといいだろうと気がしたもんですから伺いました。いいです、これでいいです。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第5号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第6号川南町単独土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 分担金徴収するごつなったら、今一般会計で都農やら高鍋ん見せんならんとやがよ、この町の一般会計。どんげな使い方をされとるかも、一般会計で出すごつなるとはわけですけど、やっぱ特別会計かなんかでせんなよ、透明性がねなっと思うっちゃけんどんよ、先ほどもゆうたごつ、町の区域外には効力が生じていうあるわけですか条例が。そこ辺を考えてよ、仕事せんなおかしなっとなやねえですか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。今回、提案させていただいております分担金徴収条例についてですけど、今回ですね、これは町営で行ういろんな水利施設等についてですね、町が国、または県からですね、補助金を受けたときに受益者の方にも一部負担していただくというのがそういうのが原則と言いますか受益者の方が受益を受けるということで、そのために分担金の徴収を行うため、条例を定めるものです。今回、条例の改正は幅広くいろんな町営でやれる事業を広げるためにということで条例の改正をしているところです。他の町が関係しているということなんですけど、今回の提案に関しましては、そういう部分はないと考えております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 今の経常付加金とかいろいろあるわけやけんどん、都農、高鍋、

川南ちよ、それぞれ違うわけですが、川南町の場合は開栓せんかったらあの給水栓の設置費用負担せんでちゅう条例もあるわけですけれども、他ん町村はどんげなつとるかもしれんけんどん、そんげなとも適用しよつたらよ、川南町ばっかい負担せんでちゅうそういうなんも出てくるわけですから、やっぱそんそこ辺のなんもあるし、今の川南町の受益者にたいしての優遇する条例あっこへんを改正して、条例も出さないかんと思うっちゃけん、そこ辺はできとつとですか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。今回ですね、分担金徴収条例で想定する事業というのは、いろんな施設の改修とかを想定しております。その工事の分の一部を関係する方に分担金をお願いをするという考え方になっております。で、先ほどから土地改良区のことなんですけど、今回ですね、土地改良区の財産のみでなく、地元だけで管理されているような施設、そういったものも対象にしております。あくまでも、改修等にかかった工事費、その一部を受益に応じてということでお支払いいただく条例を改正してそのように定めるというものであります。先ほどから改良区に対する補助も見直す必要があるのではないかとということなんですけど、今回、こちらの条例がですね、そちらの改良区との補助金と違っていうところでの繋がりはないと考えておりますが、独立採算というのは、議員おっしゃるとおり本筋だと考えておりますので、そちらの方もですね、合わせて考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第6号は、文教産業常任委員会に付託します。しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時52分休憩

.....
午前11時02分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。日程第12、議案第7号川南町公園条例の一部改正についてを議題とします。これから本議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第7号は文教産業常任委員会に付託します。日程第13、議案第8号川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第8号は総務厚生常任委員会に付託します。日程第14、議案第9号川南町国民健康保険条例等の一部改正についてを議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第9号川南町国民健康保険条例等の一部改正について、法律の一部を改正する法律の施行に伴いという説明でした。これ、文言というか条文の訂正のみでしょうか、それとも実質的に何か業務の内容が変わってくるかそういうことがあるのでしょうか。お伺いします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの川上議員の御質疑にお答えします。今回の条例改正については、新型コロナウイルス感染症が法律によって規定されたことに伴う文言の訂正、宛先条文がなくなったりしてますもんですからそれに合わせて条例を改正することです。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第9号は、総務厚生常任委員会に付託します。日程第15、議案第10号川南町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第10号は総務厚生常任委員会に付託します。日程第16、議案第11号川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

準を定める条例等の一部改正についてを議題とします。これから本議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第11号は、総務厚生常任委員会に付託します。日程第17、議案第12号川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。これから本議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第12号は文教産業常任委員会に付託します。日程第18、議案第13号工事請負契約締結（川南町総合福祉センター外構工事）についてを議題とします。これから本議案について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第13号は、総務厚生常任委員会に付託します。日程第19、議案第14号工事請負変更契約締結（防災行政無線同報系デジタル更新整備工事）についてを議題とします。これから本議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第14号工事請負変更契約締結について、防災行政無線同報系デジタル更新整備工事ということでございます。7,300万あまりの変更の減額ということですが、これどういった原因と変更の内容について、減額ですがお伺いします。

○まちづくり課長（山本 博君） 川上議員の御質疑にお答えいたします。この減額の理由でございますが、町内全域に個別受信機と屋外受信機を設置することにしておりましたが、大きな理由としましては、約2割の世帯が結局設置をしなくていいということで、設置をしなかったものであります。特にアパートの方は、設置をしなくていいという方が多くありました。これが個別受信機の方であります。個別受信機は計画6,815に対しまして、5,494基ということで約80%ということになっております。屋外受信機も受信機の悪いところを想定し

ておりましたが、2,000基ほど想定していたんですが、結果的には、1,123基ということ
54.9%の設置という風になりました。この機器代と労務費それを合わせますと7,300万の減
額という風になりました。以上です。

○議員（川上 昇君） 防災無線ですから、1人残らず、町民の皆さん方に連絡が行くとい
うような設置が100%望ましいわけですが、2割6,815戸から5,494戸と2割というと非常に
大きい数字ですね。辞退があったということですが、防災無線それで大丈夫なのかというの
と、それから屋外が2,000基を計画してたのに1,123。ずいぶん54%ですか、ずいぶん少ない
ですが、これどういったことでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度川上議員の御質疑にお答えします。この2,000基のう
ちにですね、主なものが通浜地区が受信の環境が電波の環境がですね、悪いということでは
ば屋外受信機を設置する方向で当初は考えておりました。ところが、再送信子局というのを
1基設置することにしまして、それを設置することによりまして、屋外受信機を設置しなく
て良いということになりました。そっちの方に切り替えたというのが大きな理由でございま
す。

○議員（川上 昇君） 屋外受信機について分かりました。それで合理化が図れたなら大い
に結構かなと思います。ただ、この個別の方は大丈夫なんですか。80%程度の辞退も多いと
いうことですが。本人さんからの申出もあるんでしょうし、その辺のやりとりとかはどうい
ったいきさつがあったんでしょうか、伺います。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度川上議員の御質疑にお答えいたします。約2割とい
うのは、大変大きな数字であります。こちらの方も業者さんが個別に訪問をしておったん
ですが、役場の方からも何度も何度もですね、通知をしまして、設置をしてくださいという通
知文を出しております。最終通知ということで、ほんとに設置するかしないかという意思表
示をするというような文書まで出して、何度も通知をした結果、2割の方が設置しないと返
事をしてこなかったところもあるんですが、こちらとしては何度も何度も通知をしたといっ
たところなんです。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員
会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第14号は総務厚生常任委員会に付託します。日程第20、
議案第15号工事請負変更契約締結（下野田・勝司ヶ別府線南下野田橋下部工事）についてを
議題とします。これから本議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この補正予算の繰越明許費補正であるこの道路橋りょう費社会資
本総合整備事業改良下野田勝司ヶ別府線ですか、の関係のなんですか。

○建設課長（大山 幸男課長）議案第18号の補正予算であげておりました繰越明許費関係の分でございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君）繰越明許費関連の請負契約ですか、そしたらそのそもそも繰越明許費なつとるけんどん、これをしとらんかったら、繰越明許になるこつわかっとっちゃけんどん、大体最初予算を計上する前やっとらんな仕事だったちゃねえね。

○建設課長（大山 幸男君）ただいまの児玉議員の御質疑にお答えいたします。河川工事については、橋の工事ということで、河川内の工事なんですけれども、河川の工事の場合は、濁水期に工事をしなさいということで、それが11月1日から通常は5月31日なんですけれども、宮崎県の場合は、4月いっぱい河川の中の工事上がりなさいということで、当初から工期的に厳しいなあという風には思っておったところでありまして、その中で矢板等を打ちこまなければいけないんですけれども、それが玉石等がですね支障になって時間がかかったり、想定していなかった湧水が発生したり、そのような関係がありまして、繰越しをさせていただくものでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君）これは、先ほど総務委員長が補正予算の委員長でいいよったけんどん、やっぱするこつしとらんかったら、繰越明許費になって当然じゃけんどんよ、やっぱその独立会計年度でちゅう予算の原則があつとやかいよ、そういうとがある以上は、ちゃんとこのやるこつはやって予算計上せんないかんと思うちゃけん。昔かい、段取り8、仕事は2で、ちゅう格言があるごつ段取りして、段取りのなんがわりっちゃねえですか。

○建設課長（大山 幸男君）児玉議員の御質疑にお答えいたします。先ほどの答弁と同じになりますけれども、玉石等そういう関係で河川の中が湧水等ありまして、繰り越さざるを得なくなったということでございます。以上です。

○議長（河野 浩一君）他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第15号は、文教産業常任委員会に付託します。日程第21、議案第16号財産の無償貸付け及び無償譲渡についてを議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第16号は、総務厚生常任委員会に付託します。日程第22、議案第17号、第6次川南町長期総合計画基本構想についてを議題とします。質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案17号、第6次川南町長期総合計画基本構想についてということですが、令和2年度本年度を持って第5次の長期総合計画が終わるということなんです、この時期に終わるということは、10年前から分かっているわけで、来年度から令和3年度から第6次長期総合計画を作ることも10年前からもう分かっていることですよね。今日は3月の定例会です。しかも、基本構想が提案として上がりましたが、この時期では具体的実施策といえますか、実行計画といえますか、それがあがってきて然るべきかと思うんですが、この基本構想がこの度あがってきたというのは、どういうことなのかを伺います。

○まちづくり課長（山本 博君） 川上議員の御質疑にお答えいたします。当初は、12月議会を目標に動いておりました。1つは、審議委員の皆さんの方から、この会議の回数を増やしてくださいと意見がございまして、その回数を増やしたことが1点、今年度に入りまして、コロナの対策ですね、10万円の給付金であります、これも同時に事務処理を担当がやっていたといったところがありまして、空白の部分がありました。10万の給付金につきましては、4月の後半から7月の末まで、約3か月間そちらの方に重きを置いた部分がありましたので、若干12月の計画からは、少しずれたといったところがございます。

○議員（川上 昇君） 例年になく災禍があったわけですから、計画通りいかなかったということなのかもしれませんけども、あくまでも長期計画10年間ですから、前期、後期ということでしたか、そういったことになるのかも分かりませんが、ある程度やっぱり半年くらい前にはですね、構想ができて、12月で実行計画という段取りぐらいまでいくと良かったのかなという風に思いますけれども、いろんな業務をこなしながらのことですから、大変だとは思いますが、段取りよく、段取りよく合理的に進められるようにですね、ぜひお願いしたいなと思います。実行計画についてはまた後日でてくるんでしょうけども。そういうことを申し上げたいなということで質問しました。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第17号は総務厚生常任委員会に付託し、文教産業常任委員会との合同審査とします。日程第23、議案第24号令和3年度川南町一般会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第24号になりますが、ちょっと4点ほど伺いたいと思います。歳出の方なんです、71ページ、2款総務費1項総務管理費ちょっと新しい言葉なので伺いたいなあと思っているんですが、児湯学友団コンソーシアム協議会負担金で150万円の歳出、コンソーシアムってなんだろうと思って調べたら共同事業体で2つ以上の個人、企業、団体、政府となる団体で共同でなんらかの目的に沿った活動を行ったり、共通の目的に向かっ

て資源を蓄える目的で結成されると。調べたのはここだけだったので、まだ他の意味があった中でこの命名の協議会のなのかなと思ってるんですが、これの事務局ですね、負担金なので。事務局と取組みを教えてください。それから79ページ、2款総務費、総務管理費、地域集会施設建設補助金500万円ですね、この内容で、この内容に基づき、不足したら増額なのか、予算通りなのか、その周知方法は、どのようになさるのか、お伺いします。それから、99ページ3款民生費、社会福祉費、生活困窮者支援のための共助の基盤作り事業補助金、575万円ですね。これの内容と補助先がどこにあるのか、利用の有無にかかわらず、返還があるのかないかっていうことを伺います。121ページ4款衛生費、保健衛生費、新型コロナウイルス感染症対策ワクチン、予算があがってますが、この中でワクチン接種会場送迎委託料99万円がありますが、その内容を教えてください。以上です。

○まちづくり課長（山本 博君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。まず、児湯学友団コンソーシアム協議会負担金ということで、150万をあげております。これは、去年の11月に設立を行いまして、事務局は高鍋町が事務局を行っております。あとは、高鍋高校の教頭先生、校長先生、教諭の方もこちらに携わっていただいております。もともと、高鍋高校主であるんですが、定員を割っているというような状況を危惧したといったところが最初のきっかけであります。児湯郡の中学生を育てて児湯に残るリーダーを作るということで、児湯の行政教育を支える人材、また経済産業を支える人材であったり、児湯の医療をそういったもの支える人材、というものを中学生のうちから、指導といいますか、教育した方がいいんじゃないかということで、始まったものであります。各自治体がそれぞれ負担金を負担しまして、児湯という大枠の中で、地域に子どもたちを育てていこうということで、育てていくことで、将来的に児湯に愛着を持ってもらって、大きくなったときに児湯を盛り上げていただきたいという思いからこういったものが立ち上がっております。

地域集会施設建設等補助金の500万円であります。各地域にそれぞれもともと作られた地域の集会施設があります。町内で言いますと約80近くあるかと思いますが、老朽化とトイレの問題であったりとかそういったことが懸念されております。今まで補助率を10分の3ということにしておりましたが、今回は10分の5に引き上げまして、トイレの改修であったりとかに使っていただきたいと考えております。介護予防事業だったり100歳体操だったり、そういった取組みをした場合にはプラス上乘せという形で10分の2をしていますので、そういったものを活用しながら、地域の集会の施設を維持していただきたいなといったところで予算化をしております。以上です。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質疑にお答えいたします。99ページの生活困窮者のための共助の基盤づくり補助金575万円についてです。こちらは社会福祉協議会の方に補助をしております。社会福祉協議会の方では、地域福祉ネットワーク事業として、展開をされております。具体的には、コミュニティソーシャルワーカーというのを設置をしまして、制度の狭間にある要支援者への相談、そうしたものの対応、それから必要なサービスへ

つないだり、各種福祉サービスの利用申請支援などを実施しております。また、支援の中で発見した地域の課題の解決のための行政等との関係機関、そうしたところへの政策の提言をいただいたり、それから地域住民共同によるインフォーマルサービスの構築、見守り、発見、つなぎのセーフティネットの構築など生活支援体制整備事業に配置する生活支援コーディネーターと連携して、実施しているとそういうような内容でございます。以上でございます。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。ワクチン接種の会場への送迎委託料についてでございますが、これまでも各種メディア等でいろいろ情報が入ってるかと思いますが、新型コロナウイルスのワクチン接種については、ワクチンの供給が思うようにいってないということから、接種自体が後ろ倒しというか、後ろの方にどんどん延びていきます。また、その予算の関係についてもですね、ワクチンの接種については、負担金ということで全額、また、ワクチンの接種体制確保ということで、周辺整備の補助金に分かれてくるわけですが、こちらも当初補助金の対象としなかったものについて後日対象とする旨の通知があったりと、予算を作るにあたって非常に担当する課としましても、苦慮したところがございます。そのような中、新年度において、想定し得るもの国庫補助の対象になるかならないかにかかわらず、当初必要となるであろうものを予算化しているもので、この予算については、想定しているものとしては、別館からの往復でなんとか対応できないものかという風には考えているところがございますが、そうなりますと別館までの移動距離も高齢者の方とか、移動手段のない方については、負担になるのではないかということで、現在課の方でもですね、この委託料をうまく使って、限定的にそういう方を対象にちょっとした助成をできる方法を今考えているところです。予算については、先ほど申しましたけども、別館、今度コミュニティセンターになります。そちらからの往復で予算化はしてるところです。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 児湯学友団コンソーシアム、県立高校の定員割れというのはもう数年前から言われてまして、都農高校が今年で廃校になったわけですね。基本的に、子どもの数が限られた中で、学校は残ってるって形で、もちろん減ってますね。鍋高と農高が児湯にある高校ということですが、どのようにこの児湯事業団を作って、どのような協議会か、取組みをされて実際に事業が見えるものなのか、どうしても事務局が高鍋になるとどういう風な活動をされてるのかわかりませんので、ぜひこれだけ予算を計上してやるわけですので、見える形、気になるところです、子どもたちのこれから川南、児湯、宮崎、宮崎、児湯、川南ってものが愛着を持つようなこの市町村も考えてるわけでそれをそこに投げることで満足することはないと思いますが、予算を出して終わりって世界じゃなくて、是非、そこあたりを本気で考えていただかないと今度の中学校再編もそうですけど、よく言われるのが小・中学校にいい思い出がなかったら絶対残らない、帰りもしないと。ほんとに居心地のいいっていうか、ほんとに小学校、中学校がいい環境でいるっていうのは、大事なことなんだよ、そこも合わせてこういう協議会で話し合っしてほしいなと思います。これ、総事

業費ですが、単純に各市町村が平等で150万で児湯郡で750万でいいのか、先ほど言いましたようにそこあたりをちょっとずつと見ていただきたいなと思うのと、それはそれで良いです。地域集会ですが、先ほどちょっと質問したつもりだったんですが、不足したら増額か予算で終わりか、周知方法ですね、これ辺り私自治公民館の役員の中でこの予算を聞いたときにエアコンもできるということだったんですね、これを知りに話したら、うちそういうのだったらほしいわと全額じゃなくても一部でもいいから、そういう予算があればエアコン付けてほしいとか、それを周知をどのようにされるのかなと思っております。それから、新型コロナの送迎委託料の99万ですが、考え方ですけど、別館から御自宅へということでしたら、館長さんたちの御協力もいただけたらいいのかなと思ったりするんですが、有償運送の中で難しいかもしれませんが、やっぱりそういった意味で皆さんがほんとに一緒にやっていける取組みをしていきたいなと思っていますがそこあたりをよろしく願います。

○まちづくり課長（山本 博君） 徳弘議員の御質疑に再度お答えいたします。このコンソーシアムの件であります、昨年11月に各町の町長が全て集まりまして、この意思確認しております。このとき、高鍋高校の方からも来てもらって、ほんとに児湯の人材をどんげかせないかんということから、始まっておりますので、今後具体的な事業に入っていくことになります。具体的に中学生を対象に交流を行いながら、児湯地域の医療を知ったりだとか、児湯地域の歴史を改めて知るといった内容とまた中高生との交流も行いながら、そういうサミット関係もやっていくといったところとハイレベルな学習会を学びの方で実施をしていきながら、学力の向上を目指していくといったところがあります。これは、県の補助も受けるようであります。県から3分の2の補助を受けるというところで、本町も歳入で100万計上しているところでもあります。申し訳ないです。全体予算がいくらになってるかというのがちょっとこちらの方で今把握はできておりません。また、分かりましたら、お伝えしたいと思います。地域集会施設の件であります、この500万の予算の範囲内で今のところは考えております。今年度もエアコンの設置を行いました。ほとんど各地域の集会施設にはエアコンが付いてないところが多くありまして、今年度新たに付けたところは10か所以上ありました。ただ、上限が20万という形にしておりまして、どうしても各地域の振興班の手出しがあります。4、5万なり手だしが出たりする場合がありますので、そういった自己負担ができないということから、このエアコン設置も断念される場所もありました。周知についてなんです、これは、自治公民館長会の方で話をさせていただいて、各自治公民館長が帰られて振興班長に話をされて周知を行ってもらっているところでもあります。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。町としまして、移動手段というのは非常に大切なものであると、で、先ほどの答弁で漏れていましたけども、集団接種会場として、町が予定してます農村センター等の往復に係る送迎費用ということ。やはり移動手段のない方については、ドアトゥードアというのが非常に望まれるところだろうと。ただ、全町民というわけにもなかなかいかず、ここについてはある程度

理解をいただきながら、限定的なものにしたいと、で、その中で接種会場に例えばバスで来ると言っても来られた方全員の接種が終わって、副反応見てさらに返すかという、最初の方と最後の方でかなり待ち時間等にも差が出てくることから、来られる方がより良いタイミング等で来られて、帰られるような方法をちょっといろいろとこちらとしても検討しているところですので、御期待に添えるかどうかわかりませんが、そのような方法で実施したいと考えています。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 児湯学友団は、期待をしたいところですが、子ども集めて何かして終わりとかいうことにならないように、本気で元々の根底にあるものをやっぱり解決していただきたいなと期待をしております。施設改修の補助金ですが、自治公民館長から振興班にどのように連絡がいくのかというのがちょっと分かりませんが、そこあたりとその聞いた話では、例えば高齢者の集まることをする集会所、例えば100歳体操であるとか、そういうときは満額の20万が出るとかありましたので、そこあたりも上手くやってほしいなと思っておりますが、町長、学友団コンソーシアムというものが立ち上がって町長たちのトップ会談があつて決めたんだと、川南のこれからの子どもたちが児湯郡に残る方法として、町長としては、このような予算が上がっているわけですから、思いというものがありましたら、川南に残りたい子どもたちを作る手法というか、考え方、何かありますか。

○町長（日高 昭彦君） 子どもの教育に関しては、重要な課題であると考えております。特にこういう子どもたちの数が全体的に少なくなっているその中で児湯地区において、地元の学校に行かないという子どもたちの率が、要するに行ってる子どもたちが減ってるということで、もう一度学校が町と連携を組んで、中学校に対して、自分たちもレベルをあげる、そして、町と一緒に取組みをさせてくれるということが事の起こりでありましたし、5町それならばすぐやろうということで動きだしたところです。さきほど議員が言われたとおり、小学校、中学校のときに良い思いをしなければ、故郷に帰らない、高校のときに思いがなければ児湯に帰らない、児湯以外がだめとは言ってませんが、せめて半分くらいは残ってほしいというような元々のスタートはありました。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第24号令和3年度川南町一般会計予算であります、19ページの農林水産業負担金とこの143ページの国営土地改良事業費が関連してあるわけですが、これ見ると、ほとんどみそもくそもいっしょで、中身が分からんわけじゃけんどん、先ほども言うように条例の議案第6号の川南町単独土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてですが、これを出すときには、事業の負担割等条例に書いて、この条例と同時に特別会計を出すとき非常に分かりいいと思うっちゃけんどん、川南町ばかりじゃねえけん、都農、高鍋は特に分かりいいと思うっちゃけん、これ見てん都農、高鍋は分からんと思うですとよね。今ん、次のページに。大体この高鍋が出せば、宮崎県宮崎ヶ丘、鬼ヶ久保地区負担金ぐらいじゃろうと思うっちゃけんどんよ、ほとんど分からんっちゃけんどん、もちっと段

取り考えち、仕事すっ気があつとかしらんわっだ。まこつ先ほど言うたけど、段取り8で仕事は2でいいち昔かい言いよっちゃけんども、段取りが悪いごつあつですね。ここん中であれじゃけんどん、土地改良区強化支援費補助金とかいろいろ補助金がいっぺ出とっちゃけん、委託料とか。そん、維持管理、運営でけんようなその、土地改良区に委託やら補助金を出す必要があるとかしらんと思うとよね。その委託費は、土地改良区に出すっちゃろうと思うっちゃけんどんよ、補助金と委託費ともらうごつなるがよ、どんどん金持ちになって、土地改良区は金持ちになって、町が貧乏になるような仕組みになつとっちゃが、この本来なら受益者の果実で維持管理運営せんならん事業じゃとんよ、町がその負担増になるような仕組み作っていいとですか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。予算書19ページ、こちらの方に分担金が3つ並んでるんですけど、中身が分かりにくいってことなんですけど、まず一番上の県営土地改良事業分担金の方は、ただいま行われております県営事業でパイプラインの整備が行われているんですけど、その事業に対して、給水栓の設置、それから末端散水施設の設置を行った場合、農家の方から県営事業に充てるためにということで徴収する分担金になっております。続きまして、土地改良区分担金、こちらは、川南原土地改良区の水路を国営造成施設管理体制整備促進事業にて、水路補修を行っております。こちらの水路補修の工事費に対して、改良区の方に5%の負担を求めているものであります。続きまして、3番目の水利組合分担金、こちらは先ほど議員がおっしゃったように川南町県単土地改良事業分担金徴収条例の一部改正を行った上で地元の管理するものなので、地元の水利組合の方から分担金を徴収するという事で、工事の一部ということで50万円の予算を計上させていただいております。そのあと、改良区の方にいろいろなお金が流れていくのではないかとというお話だったんですけど、こちら予算書145ページになるかと思えます。こちらにもいろいろな項目があがってるんですけど、下から6番目尾鈴土地改良区運営費補助金こちらの方が改良区連合の方に町の方からお支払いする金額になっております。こちらの方、昨年と比較しますと昨年は1,521万円だったのに対して、今年が887万円になっております。比較しますと、昨年からすると、634万の予算が減額になっております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 議案第3号で、管理委託を土地改良区にさすごつなつとってここにまだ土地改良区、委託費が載つとらんかい、なんじゃけんどん、これと国営とは国営のなんは1,088万ですか。どこに委託すつとかしらんけんどん。百姓ん組がこんげなつはでけんと思うかい、違ふとこに委託すつとやろうけんどんよ、これでは今ん土地改良区に委託する委託費が計上されとらんけんどん、これはなんがなんやらわからんとですよ、今、どこかいどこまでが国営か県営か、こつでみつと。これで委託料が出とらんかい、まあ880何万で何しとつて、700ちつと減額されつとつたか知らんけんどん、これでちょっとした仕事させたらオーバーすつとやねえですか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。予算書145ページ、い

ろいろ上がっているんですけど、こちらの方ですね、県営事業の負担金というのが項目であ
がっております。染ヶ丘・鬼ヶ久保地区、通山・坂ノ上地区、大内原地区、西光原・国光原
地区、十文字地区、こちら全て、県営事業の町の負担金になっております。さきほど、改良
区連合と申しましたけども、訂正をさせていただきます。尾鈴土地改良区です。尾鈴土地改良区
に887万円の運営補助を予算で上げております。で、いろいろ分かりにくいという御指摘を
受けたんですけど、確かに、いろいろ、様々というか、1つだけで区切られてるわけではな
く、事業の中ではいろんな予算が並べて上げてあるので、なかなか分かりづらい面はあると
思いますけど、個別に御質問いただければ、この事業がこの金額になってということは資料
作成した上で御説明を申し上げたいと思います。以上です。

○議長（河野 浩一君）他に質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗君）議案第24号について、2点ほどお尋ねいたします。135ページです
ね、6款1項2目一番上になります。610番防災減災対策で新型コロナウイルス感染対策事
業となっておりますけど、これは会計年度任用職員の採用の費用みたいですけど、どんなことを
されるのか。もう1点201ページですね、10款4項一番上になります。図書館文化ホール複
合施設指定管理料です。去年は7,300万でした。今年は95万ですかね、減額されてるよう
ですけど、去年は新型コロナウイルスの関係で中止になった事業もありましたし、閉館した時
期もあったんじゃないかと思うんですけど、そんなのを考慮されて、95万減額されたものな
のか、その査定、どうやって査定されたのかお伺いいたします。

○産業推進課長（橋口 幹夫君）蓑原議員の御質疑にお答えをいたします。135ページ上段
の610番の会計年度任用職員の事務内容についてでございますが、高収益作物時期作支援交
付金補助金というものが今年度から準備を進めておるんですが、そちらの事務作業を会計年
度任用職員を1人雇用して、対応してもらうことにしております。以上です。

○教育課長補佐（河野 英樹君）蓑原議員の御質疑にお答えいたします。201ページの図書
館文化ホール複合施設指定管理料の7,205万円の件でございます。この施設は、平成31年度
から5年間、図書館流通センターと基本協定を結んでいる指定管理の3年目の予算でありま
す。すみません、確認をしているところでございますが、昨年度の当初予算額も同額と私の
方が認識しておりましたので、95万ほどの減額はと問われているところにつきましては、委
員会の方で正確に数字を出させていただいて、

（「私委員会じゃないもんですからお尋ねするところなんですけど」という声あり）
はい、すみません。

（「じゃ、あとでも教えてください」という声あり）

はい、申し訳ございません。改めて、後ほど御説明申し上げます。

○議長（河野 浩一君）しばらく、休憩します。午後からの会議は1時10分からとします。

午前12時00分休憩

午後1時10分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。ただいま、まちづくり課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

○まちづくり課長(山本 博君) 先ほどの徳弘議員の質疑に対しまして、答弁をさせていただきたいと思っております。71ページの児湯学友団コンソーシアム協議会負担金の事業の総額の件であります。各町1町がそれぞれ150万の負担ということで、150万の5町分。750万の総事業費であります。これは、県の補助事業を活用しまして、行います。県の補助率は3分の2であります。続きまして、79ページの地域集会施設建設等補助金の周知の件であります。毎月自治公民館長会を行っておりますが、この自治公民館長会の中で、お話しをさせていただきまして、毎月行っております運営委員会の方にですね、おろしていただくという風に考えております。あと、町のホームページの方にも掲載をすることにしております。

○議長(河野 浩一君) 次に教育課課長補佐から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○教育課長補佐(河野 英樹君) 午前中の蓑原議員の御質疑につきまして、確認できた部分がありましたので、お答えをいたします。令和2年度の予算額につきましてのお問い合わせがありました。議案として、本年度当初予算額と同額の7,205万円でございます。以上、報告申し上げます。

○議員(蓑原 敏朗君) 教育課関連の予算は、私の勘違いでした。大変申し訳ありません。昨年と同額であったなら、余計あのコロナ関連で支出等もひょっとして必要ない部分も出てくるかと思っておりますので、その辺はよく精査されて支払いをされるようお願いしておきます。次に135ページの件です。コロナ対策というのは分かりました。すみません、事業名と具体的にどんな事業なのか、これは国の補助事業を受けてのことだろうと思うんですけど、そんな認識でよろしいでしょうか。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 蓑原議員の御質疑に再度お答えをいたします。まず事業の名称ですが、高収益作物時期作支援交付金事業でございます。事業の内容につきましては、野菜、お茶等に関しましては、一反当たり5万円が交付されるものでございまして、例えば1町であれば、50万円ということになります。花きにつきましては、1反当たり80万円が交付されるものでございます。それで、この事業が農林水産省から発表されたときは、満額交付するということだったんですが、その後2転、3転しまして、R元年度の2月から10月まで、R2年度の2月から10月までの比較を行いまして、減額分のみを出すということになりました。例えば1町で50万円の農家の方が20万円しか、減額がなかったとすれば、20万円が交付されるということでございます。この交付金を見込みまして、早々と農機具を購入された農家に対しましてもですね、交付金が出るようになっておりまして、これもさきほどと同様、仮に1町持ってるから50万円出るということで、50万円の農機具を買ってらっしゃった場合、減収が20万円しかなかったら20万円分しか交付されないというものでございます。役

場の方では、JAの系統外の農家の方の事務処理作業を行いまして、対象者が61件、総額で1億7,000万円になりました。参考までに野菜、お茶等の最高額の方が約1,000万円程度、花きの方が2,200万円交付されるようでございます。で、JAの方でJA系統の事務処理を行ったんですが、川南、都農合わせまして、約500件が対象ということでございます。以上です。

○議員(荻原 敏朗君)はい、なんとなく分かりました。対象者に全員に行き渡るように、よくPRをされて、事業を実施されるようお願いしておきます。終わります。

○議長(河野 浩一君)他に質疑はありませんか。

○議員(竹本 修君)70から71ページということで、1件ですね、児湯学友団コンソーシアム協議会の負担金の150万ということで、具体的なことにつきましては、同僚議員も質問しましたのである程度理解しております。人材育成につきましては、非常に思うところがございまして、非常にいいアイデアじゃないかなという気がしておるわけですが、さきほど、予算的なこともおっしゃって5町で750万、県がそれに3分の2ということで、2,000万以上の事業費になろうかという風に思います。そういうことを考えて行った場合にこの中で同僚議員の質問の中におきまして、教育関係の立場っていいですか、そういったものがちょっと見えないようで、ここ説明方お願いいたします。もう1件、174から175ページの9款1項4目災害対策費の委託料なんですけど、ここの委託料ということで、業務継続計画策定委託料ということで、業務関係がすべてなのか、外部団体の方につきましては、この中に入ってないのかお伺いしたいと思います。以上、2点質問させていただきたいと思います。

○まちづくり課長(山本 博君)竹本議員の御質疑にお答えいたします。教育関係のことで、コンソーシアムの質疑をいただいております。学び合うということで、それぞれの学力、競争力を高めるということで、イングリッシュキャンプやキャリア教育など、中学生のうちにいろいろ交流をさせるといったような計画のようであります。具体的な詳細な計画については、また今から決まっていくんだらうと思いますが、大まかにこのような計画であります。ハイレベルな学習会等も実施しながら、高校入試の対策、そういったものまで含めてトータルの競争力を持って学び合うといったところのようであります。あと、業務継続計画策定委託料ということで、あげておりますが、自然災害が起きた場合に事前にどういった対応をするかということで、主に内部の取扱いになろうかと思っております。以上です。

○議員(竹本 修君)最初の協議会の負担金の中につきましては、再度質問をさせていただきたいと思いますが、この協議会の中で子どもたちの中心ということで、中学生等があらうかという風に思うんですが、教育委員会の委員というもののメンバーというものは、ここに当然入って来られるだらうと思うんですが、そのあたりが再度お聞きしたいと思っております。それと合わせて、先ほども言いました業務継続の計画の策定委託料なんですけど、内部と言いますと業務の机の上の内部だけということで理解していいんですかね。

○まちづくり課長(山本 博君)竹本議員の御質疑に再度お答えいたします。メンバーは、町とそれぞれの町の教育委員会も構成のメンバーに入っております。あと、業務継続計画の

件であります。災害時に行政自らも被災した場合に何を優先的に業務を行うかといったこととなりますので、この庁舎内で、職員、どの業務を優先的に行うかといったような計画を策定するための計画となります。以上です。

○議員(竹本 修君)はい、分かりましたけど、この協議会につきましては、メンバーじゃないけど、そういった内容等がありましたら、いただきたいという風に思います。子どもであれば、足がないわけで、そのあたりがちょっと気になったもんですから、またお願いしたいという風に思います。それから、業務委託につきましては、やはり外部特に自治会等の流れを意識しないと災害時の対応というものは、なされないだろうという風に思います。私も東北地震のときに行かせてもらったんですが、業務は1人でやるもんじゃない、絶対複数でやってほしいということを強く言われました。なぜかと言いますと、1人がいないときには先に進まないわけです。ですから、各問題点がありましたら、いろいろ重複した業務をなさってほしいと地元の強い意志というものが感じられました。そういうことも含めて、それらを生かしていただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長(河野 浩一君)他に質疑はありませんか。

○議員(谷村 裕二君)議案第24号川南町一般会計予算につきましてですが、2点ほどお願いします。まず、137ページ、農林水産業費、農業費の4目ですかね、中ほどに持続可能な農業のための青年農業者支援事業補助金1,000万これ説明のときにPTA、JA、SAP、消防団体等で活躍してる農業青年を対象と、機械購入等で50万円のキャップをしますよということなんですけど、この今読み上げたこういう団体等で活躍ということをもちょっと詳しく説明してほしいというのと、限定された方々特にこういう活躍をされる方々に限りますよというものなのかそこをお伺いしたい、それが1点と、次に今175ページの9款消防費ですが、今同僚議員は質疑をしました業務継続計画についてですが、これは、今説明を聞きましたけれども、町全体の業務継続、まあ消防とかそういうだけではなくて、町全体の業務継続計画であるかということと、どこに委託をするのかということをお聞きしたいと思います。

○産業推進課長(橋口 幹夫君)谷村議員の御質疑にお答えをいたします。補足説明ではPTA、JA、SAP、消防団等という風に申しました。これ以外の団体であっても、地域貢献をされております青年農業者に対し、補助を行う考えでございます。以上です。

○議員(谷村 裕二君)ということは、いろんな団体に所属していて一生懸命農業をしていると、でいろんな団体には入らないで、という人がいた場合は該当しないという理解でよろしいのでしょうか。

○産業推進課長(橋口 幹夫君)谷村議員の御質疑に再度お答えをいたします。地域貢献を図る上で各種団体に加入していることとということ为例規上規定をしておりますが、その他町長が適当と認める者と例外じゃありませんけど、特別規定も設けてあります。団体に入らなくても、地域貢献度が高い方については、補助対象者となり得る可能性があります。

○議員(谷村 裕二君)加入しているということが前提というか、ということですが、町長

が認めればというところを生かして、やはり真面目に取り組んでる人には、是非補助を受けられるような体制を整えていただきたいと思います。それと、175ページについてもちょっとお願いします。

○まちづくり課長(山本 博君)谷村議員の御質疑にお答えいたします。業務継続計画策定委託についてであります。主に町政の業務についての計画になります。委託先についてであります。まだ現在のところ決まっておられません。以上です。

○議長(河野 浩一君)他に質疑はありませんか。

○議員(中村 昭人君)令和3年度川南町一般会計予算についてですが、169ページ8款3項3目都市公園費の中の運動公園再整備基本計画策定委託料1,000万円とありますが、実際具体的にどのような計画を立てるのかということをお伺いしたいという風に思います。

○建設課長(大山 幸男君)ただいまの中村議員の御質疑にお答えいたします。令和3年度の1,000万は再整備委託のための基本計画を策定するというので、また次年度詳細等の設計という風になります。おおまかな基本的なものを設計するというのでございます。

○議員(中村 昭人君)すみません、おおまかなことというと、例えばグラウンドであったり球場であったり、どこをどう整備していくべきかというそういったものをまずは協議していくということですかね。

○建設課長(大山 幸男君)再度中村議員の御質疑にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、野球場であれば野球場の中のどこを整備する必要があるのか、陸上競技場だったら、陸上競技場のどこを整備する必要があるのか、公園とか園路とか、を調査いたしまして、設計をするものでございます。以上です。

○議員(中村 昭人君)将来の国体もありますし、日々利用している野球チームであったり、各団体からいろんな要望が上がっているとは思いますが、そういった意見を徴収するような場、委員会であったりそういったものは組織をするというようなことはないんですかね。

○建設課長(大山 幸男君)再度中村議員の御質疑にお答えいたします。今のところ、そういう委員会みたいなものを作成するところまでは考えておりませんが、当然今までキャンプ来ていただいておりますチーム等の御意見は反映させるべくですね、協議はしていきたいと思っております。以上です。

○議員(内藤 逸子君)一般会計予算について、お尋ねします。41ページの財産収入について、土地貸付料、建物貸付料の内訳を教えてください。それと、155ページ住宅リフォーム助成金1,000万円とコロナ対策のプレミアムポイント貸付け補償費3,000万円ですか、新しい会計の方に移ると言われてますが、支出は一般的にかいてあるんですけど、これでいいのかということとそれならば、特産品送料助成金も似たような感じの補助金になるんじゃないかなと思うんですが、それはそちらには含めないのか、住宅リフォーム助成金は、一度使ったら利用できないと聞いていますが、何年も経ったら、使いたくなるんですが、そんなのは

だめなのか聞きます。

○総務課長（新倉 好雄君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。歳入のうちの土地の貸付料または建物の貸付料につきましては、ちょっと全体箇所数を手元に資料を持ち合わせておりませんが、主に土地については、所管がそれぞれ持っていますので、組み合わせたのを後ほどまた資料として提出させていただきたいと思っております。建物についても同じでございます。以上です。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。まず、答弁が前後しますが、住宅リフォームにつきましては、令和3年度の要件も1度住宅リフォームの助成を受けた方は対象外ということにしております。電子地域通貨特別会計の方に一般会計の方に議員がおっしゃった予算につきましては、繰り入れることにしております。予算編成時におきましても、繰出金になってないがどうなのかという質問が数名の課長の方から問い合わせがあったところでございます。電子地域通貨特別会計の歳入予算におけます一般会計繰入金につきましては、今回県外からの移住者支援助成金、定住促進持家助成金、住宅リフォーム助成金及び電子地域通貨プレミアムポイントを特別会計へ繰り入れることとしておりますが、一般会計の歳出側では、その予算性質により、節を分類することになるため、それぞれ7節の報償費及び18節の負担金補助及び交付金としております。その理由としまして、この場合の特別会計の繰出しは、あくまでも臨時的要因で繰出すものであり、主たる性質としましては、各対象者に対する助成金や報償費を現金を渡す代わりとして、ポイントを付与し、その反対給付としまして、その分の金額を特別会計へ入金するものだからです。他の特別会計で、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道及び漁業集落排水について、一般会計から繰出金の予算を編成しておりますが、それはそれぞれの特別会計そのものを支援する性質のものであり、電子地域通貨事業とは内容が異なるものであるという判断で繰出金ということにはしておりません。

○議員（内藤 逸子君） それだったら、特産品送料助成金なんかは、含められないということになるんですか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質疑に再度お答えをいたします。特産品の送料助成につきましては、電子地域通貨ではなくて、宅急便会社ですね、ヤマトさん、佐川さん、それからゆうパックさん、そちらの方にしはらいますので、別物でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第24号ですね、消防費について、お伺いします。174から175ページ説明欄の上から4行目なんですけど、消防団員自動車免許取得助成金ということで、最近になって、車の運転免許の制度が変わったりして、消防車の運転の関係でこういう助成金されるんでしょうけど、どのような免許をどのように希望者か、どのように選んで何人ほど計画されているか、それが1点。それから、消防施設費、その下ですけれども、613万の1番下の行で防火水槽撤去工事、これどこなのか、どこの防火水槽なのか、なぜなのかをお尋ね

します。

○まちづくり課長（山本 博君） 川上議員の御質疑にお答えいたします。まず、消防団の自動車免許取得助成の件であります。これ、平成30年以前の免許取得者が対象であります。自動車交通法といいますか、制度が変わった関係でその免許取得の関係であります。大型の車にポンプ車とか積載車に乗れないといったような団員が出てきておりますので、そういった方を対象にしております。1人当たり175,000円で17人分を予定をしております。あと防火水槽の撤去工事の件であります。これ、今回は孫谷地区の防火水槽の撤去を予定しております。現に使われていないといったことから、地元からの要望によりまして撤去をするものであります。以上です。

○議員（川上 昇君） 免許の方ですが、実際、免許持ってたんだけど、免許の制度が変わって、乗れなくなったということなんですか。要するに、新規に免許を取りたいと単純に取りたいとそういうことじゃないということですよ。どうなんでしょう。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度川上議員の御質疑にお答えいたします。この制度が変わりまして、若い団員さんで普通車免許を取得して入ってくる方などが主な対象になるかと思えます。

○議員（川上 昇君） 要するに消防自動車を運転できる人を1名でも増やそうと。そういう発想ということで理解してよろしいんですか。

○まちづくり課長（山本 博君） そのように理解していただければと思います。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第24号は、各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。日程第24、議案第25号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第25号は、総務厚生常任委員会に付託します。日程第25、議案第26号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第26号は、総務厚生常任委員会に付託します。日程第26、議案第27号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計予算を議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第27号は総務厚生常任委員会に付託します。日程第27、議案第28号令和3年度川南町介護保険特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第28号は総務厚生常任委員会に付託します。日程第28、議案第29号令和3年度川南町下水道事業特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第29号は文教産業常任委員会に付託します。日程第29、議案第30号令和3年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第30号は文教産業常任委員会に付託します。日程第30、

議案第31号令和3年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算を議題とします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第31号は総務厚生常任委員会に付託します。日程第31議案第32号令和3年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算を議題とします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第32号は文教産業常任委員会に付託します。日程32、議案第33号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算を議題とします。質疑はありますか。

○議員（養原 敏朗君） 議案第33号についてちょっとお尋ねします。中身というより、第2号で特別会計を設けることの議案が出てるわけですけど、確かに人勧等が出た場合の条例改正ですね、同時に予算が提案されることがあります。これは、連動しているからであります。この予算については、まだ、特別会計を設けること、設けないことがまだ判断されていない前に提案することに若干疑義があるんですけど、いかがでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 養原議員の御質問にお答えいたします。先ほどの議案と御質問の内容と関連があるかと思いますが、今回の議案また特別会計予算の議案につきましては、先ほどちょっとお話もさせていただきましたが、今年度につきましては、一般会計の中の歳計外という形で、お預かりした皆さんからの現金につきましてそのような措置をしたんですが、次年度以降正式な事業として取り組むためにということで、同一議会の中で特別会計の設置案と中の予算案を提出をさせていただいた次第でございます。以上です。

○議員（養原 敏朗君） だから、特別会計設置については、判断を仰いでいるわけじゃないんですよ。設けることの議案が出てるのに、ひょっとすると、賛成多数、反対多数になるかも分からないとそういったもとの、こういった判断が適当なのかなと、私も正直いいか悪いかよくわかりません。これ、疑問があるわけなんですけど、その結論が出る前にこれを提案する根拠をですよね、先ほど、人勧なんか予算連動しますから、確かに同時にさなくちゃいけないという風になっています。でも、これはそれぞれが独立してるわけですから、い

かなもんかと思っただけですけど。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。同時提出議案についての妥当性というかそういうものかと思うんですが、最初の方で特別会計設置の、仮にこういった事業内容についての特別会計について適切でないという風に議会の方で御判断いただきましたら、当然予算も成立しないという流れにはなっていこうかと思うんですが、御質問にありましたように一般的な人事院勧告等によるものとはまた意味が違うのかなと確かに思っておりますが、今回、次年度からの事業ということで、設置案と予算案を同時に提出をさせていただいたということでございます。以上です。

○議員（養原 敏朗君） 正直、だめだよと言ってるつもりはないんですよ。私自身が疑義があるもんだから、いいのかなという不安があるもんですから、それでまあお聞きしたかったわけですよ。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑をおわります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第33号は、文教産業常任委員会に付託します。日程第33、議案第34号令和3年度川南町水道事業会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 先ほど、農地課長かいよ聞きづてならん答弁をもらったっちゃかんどん、坂ん上人水を放流しよつとは、錆が出たりなんたりするかいちやち言いよったけんどん、末端の方、放流しよつとやち説明聞いたっちゃけんどん、当然この水道水はよ、人様が飲むやつでよ、ほってまた石綿管やら老朽水道管がいつぺえ残ってる中でよ、一滴もこぼさんずつ飲ませよるっちゃがよ、町民がそんげな水を飲みよつちことになっちゃけんどん。ちゃんとした答弁をせんよ、町民は怒りますよ。それかい、去年はこん水道事業については、営業外の事業で損失が出とって、いろいろなところから、積立金やいろいろと剰余金と別に補填したわけですけど、補填した分は、補填したところに繰入れすつとが普通じゃけんどん、ずっと水道事業の補正やなんや見てん、そんげなこつがなかったっちゃけんどんよ、そんげな中で、この今年のなんと3ページかいやけんどん、水道事業の収益はこの営業費用、営業収益に対して、営業費用が少ねかい、利益が出るごつなつとるけんどん、その営業外の費用に対しては、収入より支出の方が多えなつとっちゃが、またこの資本的収入も支出の方が多えなつとっちゃがよ、その損する計算になつとっちゃが、そういう中で、こういうその予算の編成の仕方じゃたら、当然赤字が損失が出るような予算の編成の仕方じゃけんどん、来年もまたそういう状況になって、なるような仕組みになつとっちゃが、水道事業はちゃんとして運営はでくつとですか。この予算の編成の仕方です。

○環境水道課長（篠原 浩君） 児玉議員の御質疑にお答えしたいと思います。まず、水道

事業会計の3ページにございますが、収益的収入及び支出、いわゆる経常的な経費でございますが、この部分は収入合計が3億9,834万9千円、それから支出の方が3億4,342万6千円という形で、令和3年度予算は組んでおります。次のページが資本的収入及び支出になっておりますが、こちらの方が資本的収入これにつきましては、当該年度に収入される金額のみ経常するというので、出資金と主なものとしまして、出資金と補助金、こちらの方合わせまして、1,540万2千円でございます。それに対しまして、支出の方でございますが、こちらの方は建設改良費と企業債の償還費、こちらの方がですね、トータルで1億5,596万1千円という形になっております。この部分に関しましては、1ページに書いておりますが、第4条の部分になります。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり、下のとおりと定めるという形で、その不足する額について、1億4,055万9千円は、損益勘定留保資金を9,203万4千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整金調整額を1,052万5千円、繰越利益剰余金を3,800万円で補填するとしております。資本的収支の不足する額については、基本的には水道事業会計の内部留保資金をもって充てるという形になっておりますので、そちらの方を取り崩して、対応しているのが現状でございます。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 課長が言うとも分かるけんどん、内部留保もよね、ずっとこういう、なんをしとって、損失がでとったら、内部留保金も底をつくわけじゃがよ、この営業収益でこの営業外費用の支出が多い分もそら賄うような計算になつとるけんどん、現実に一昨年は、それが損失が出とるわけじゃかいよ、内部留保金を使とるわけでしょう。その内部留保金にその使った分をその何かの形で、繰り入れた形跡がねえっちゃかいよ、内部留保金がどんどんどんどん減がっていくだけじゃねえね。その出した分を入れていてそういうことすつとならいいけんよ、入れんずつそういうことしよつたら、最後な空になるがよ、健全な水道事業は運営でけんごとならせんね。

○環境水道課長（篠原 浩君） 児玉議員の御質疑に再度お答えをいたします。議員が言われるように、収益的収入の給水収益こちらの部分が水道事業会計の大きな財源の1つとなっております。この部分が例えば給水人口が減っていくとかそういう部分の中で落ちていくと、議員が言われたように、赤字決算という部分も考えられないことはございません。しかしながら、20ページを見ていただくとよろしいんですが、収益的支出の中の営業資本の中の総排水給水費の20ページの下から3つ目の5の減価償却費というものがございます。こちらは、9,822万5千円という経常がされておりますが、実際はこれは、減価償却分でございますので、支出としてどこかに支払うとか、そういう部分ではございません。で、そういう部分を諸々合わせて、純利益というものを算定いたしますので、この純利益が去年は、7千万ちょっとだったと思っておりますが、そういう部分の中で、この純利益の状況を見ながら、場合によっては、水道料金の改定等の検討もしていかないといけないという風に考えてる次第でございます。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 金額は、どんげでんいいとですよ。収入より支出が多いような予

算計上しよったら悪いとやねえかていうわけですが、ここ中でその営業外収益が他会計かい補助で500万いっとるような状況じゃっちゃかい、これがねかったらものすげえマイナスになっちゃがよ、結局これもう他会計かい経過補助したら、一般会計に繰出さんならんごつなっちゃけんどんよ。ほって、今あの農地課長が言うた何も答えとらんけんよ、どんげ思いますか。農地課長答弁は。錆やらなんやかんや出とるかい放流すつとやかかい、町水道の方がなお出つと思うとやが、人様が飲む水じゃがよ、どっかで掃除せないかんとやがよ。どんげですか。

○環境水道課長（篠原 浩君） 児玉議員の御質疑に再度お答えいたします。議員の言われたように上水道は、町民の口に入る大切な水でございます。その管理におきましては、十分な検査確認をして、対応当たっておりますが、例えば火事等によって消火栓なんかを使った場合に水が濁ったりとかそういう部分がございます。その場合は、途中から水を抜いたりして、水道水の正常化に早急に務めるようにし、住民に安全な水をお届けするように努力をしてる次第でございます。以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第34号は、文教産業常任委員会に付託します。午前中の日程第8、議案第3号で川南町尾鈴地区基幹水利施設管理条例を定めるについて文教産業常任委員長の返答をお願いします。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君） 合同審査を行いたいと思っておりますので、関係各課よろしくお願いいいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。なお、引き続きただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査を、議案第17号については合同審査をお願いします。

午後2時08分 散会